

## 人事委員会議事録（第1629回）

### 1 開催日時

令和2年3月19日（木）15：00～16：10

### 2 開催場所

兵庫県人事委員会 審理室

### 3 会議に出席した者

委員	松田直人	委員長
	鈴木尉久	委員
	長尾真	委員
事務局職員	西村嘉浩	事務局長
	森本剛史	任用課長
	古川卓哉	給与課長
	門田高弘	任用課副課長兼総務審査班長
	小倉豊道	給与課副課長

## 開 会

### 第1号議案

#### 議事録の承認を求める件

人事委員会議事録（第1628回）について審議の結果、原案どおり承認した。

### 第2号議案

#### 審査請求の裁決の件（平成31年（不）第1号事案）

任用課長が、平成31年3月28日付け審査請求（平成31年（不）第1号事案）の裁決書（案）を説明し、審議の結果、原案どおり裁決した。

### 第3号議案

#### 事務局職員の任免の件

事務局長が、令和2年4月1日付けの事務局職員（7級職以上）の出向及び任命について説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

### 第4号議案

#### 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件

任用課長が、各任命権者から請求のあった採用選考（発令予定令和2年4月1日）並びに職務の級及び号給について説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員からの質問)

採用候補者（行政職9級）に部参事とあるが、何担当の参事か。

(事務局)

園芸・公園担当で、公園緑地課長を兼務すると聞いている。

(委員からの質問)

国との人事交流で採用する職員の初任給は、どのように決まるのか。

(事務局)

県での職務内容に応じて、まず職務の級が決定される。その上で、国での給与額を年収ベースで下回らないように号級を決定している。

(委員からの質問)

県土整備部の道路担当課長は国から来ていると思うが、その人と入れ替わりなのか。

(事務局)

現在来ている方は道路企画課長である。いつも国からは道路関係で1人来ている。

## 第5号議案

### 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件

給与課長が、標記規則の内容等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員からの質問)

社会人経験者採用試験で採用された職員について、高卒と同等の基準を定めるとのことだが、全員同じ初任給になるのか。

(事務局)

基準となる級・号給は高卒と同じであるが、そこに個人の経歴に応じた経験年数分の号給を加算するため、実際の初任給は職員によって異なる。

(委員からの意見)

職務の級は初任給基準（行政職2級）のまま固定なのか。その場合、優秀であっても採用時の年齢が高い職員は他の職員より昇格が遅れることになり、給与水準が低くなりすぎないか。

(事務局)

給与規則上、初任給基準より上位の級で採用することは可能である。具体的な運用は任命権者の判断になるが、知事部局の担当者からは、上位の級での格付けも含めて検討していると聞いている。

(委員からの意見)

高卒程度の試験だから高卒の初任給基準にすることだが、それなら大卒程度の試験を受けたいとの意見もあるのではないか。

(事務局)

今回の社会人経験者採用試験は、いわゆる就職氷河期世代への対応という面もあり、様々な経歴の方が幅広く受験できるよう高卒程度の試験を課した。試験案内でも予め給与水準を明示している。

## 第6号議案

## 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則制定の件

給与課長が、標記規則の内容等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員からの質問)

職員派遣は県、団体どちらの意向で行われるものなのか。

(事務局)

派遣に至る経緯は様々であるが、今回については、団体から強い要請があったと聞いている。

(委員からの意見)

団体の要請となると、県職員と同水準の給与を支給する必要があると思うが。

(事務局)

派遣協定で給与水準等の勤務条件を定めており、県職員と均衡が図られていることを確認している。

## 第7号議案

### 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則制定についての同意の件

給与課長が、教育委員会教育長から協議のあった標記規則を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

## 報告事項1

### 定期人事異動（令和2年春）〈警察〉

任用課長が、警察本部の令和2年度春の定期人事異動について報告した。

## 報告事項2

### 兵庫県人事委員会勧告に対する申し入れ

給与課長が、標記勧告の申し入れについて報告した。

(委員からの質問)

昨年からの申し入れから主な変更点はあるか。

(事務局)

昨年の労使協議を踏まえて、任命権者から人事委員会に対し「高齢層職員に係る給与面の改善」の検討要請を受けており、職員団体側からも強く要請されている。

(委員からの質問)

例年、この時期の申し入れを受けて、秋に勧告する流れなのか。

(事務局)

職員団体の申し入れについては、今回の春闘時期に加え、夏の人事院勧告前、秋の本県勧告前にそれぞれ受けている。例年、申し入れ内容も踏まえつつ10月に勧告を行っており、その後、労使協議、県議会での条例改正を経て給与改定が行われている。

### 報告事項3

#### 任命権者が行った処分

任用課長が、教育委員会及び警察本部長が行った8件の懲戒処分の内容及び理由を説明した。

閉 会